令和５年度

第２回酒田市国民健康保険運営協議会

次　　　第

日時：令和６年２月１９日（月）
　　　午後１時３０分～
場所：市役所３階　第二委員会室

１．開　　会

２．市長あいさつ

３．会議録署名委員の指名

４．協議案件

（１）第３期酒田市国民健康保険データヘルス計画（案）
　　　及び　特定健診等実施計画（第４期）（案）について
（２）令和５年度 酒田市国民健康保険特別会計３月補正予算（案）について
（３）令和５年度 酒田市国民健康保険税収納状況について
（４）令和６年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）について
（５）令和６年度 酒田市国民健康保険特別会計予算（案）について

５．報告案件

（１）酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

６．そ の 他

７．閉　　会

令和５年度　第２回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

第３期酒田市国民健康保険データヘルス計画（案）について

１　第３期データヘルス計画の概要

◆内容及び目的等

（１）内容及び目的

レセプト及び健康診断等のデータを分析し、地域における疾病や生活習慣の特性を踏まえＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康保持・増進を図る。

（２）策定の根拠

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）において、データヘルス計画を策定した上で保健事業の実施及び評価を行うこととされている。

（３）第３期計画の策定

本市では平成 30 年度からの６か年度を期間とする第２期計画を策定し保健事業を実施してきたが、今年度をもって最終年度を迎えるため、計画の評価・課題等も踏まえ第３期計画を策定するもの。

◆計画期間

令和６年度～令和 11 年度（６年間）

２　本市の現状

（１）死因別死亡者数

	第２期（平成 27 年）	第３期（令和３年）
第１位	悪性新生物　404 人（26.6％）	悪性新生物　402 人（24.9％）
第２位	心疾患　199 人（13.1％）	心疾患　217 人（13.4％）
第３位	脳血管疾患　170 人（11.2％）	脳血管疾患　147 人（ 9.1％）

◆三大死因の順位は変わらず、全体の 47.4％を占めている。（データ：山形県人口動向）

（２）医療費

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
総医療費	88.6 億円	86.7 億円	83.6 億円	87.9 億円	84.6 億円
一人当医療費（年）	387,352 円	392,137 円	385,828 円	412,157 円	412,253 円
対前年度比	0.3％	1.2％	△1.6％	6.8％	0.02％

◆令和４年度の国保の総医療費を平成 30 年度と比較すると、2.8 億円、3.5％減少しているが、一人当たり医療費は年々増加傾向にあり、24,901 円、6.4％増加している。（データ：国民健康保険事業年報）

（３）特定健診（有所見者の割合）

	第２期（平成 28 年度）		第３期（令和４年度）	
	酒田市	県平均	酒田市	県平均
血圧	41.0％	47.2％	56.8％	57.3％
血糖	72.9％	67.5％	61.6％	72.6％
脂質	21.6％	21.6％	16.5％	18.9％

◆３所見とも県平均は下回っているが、「血圧」有所見者の割合は前期より増加し、受診者全体の過半数以上を占めている。

３　第２期計画の評価

○目標の達成状況（令和４年度）及び今後の方向性

項目	達成状況	今後の方向性	
がん検診受診率	未達成	がんによる死亡率が高い	⇒がん検診受診率の向上
特定健診受診率	未達成	疾病の早期発見・早期治療	⇒特定健診受診率の向上
特定保健指導実施率	達成	生活習慣改善	⇒特定保健指導実施率の向上
人工透析新規患者発生数	達成	生活習慣病の早期治療、重症化予防	⇒人工透析患者発生数の抑制

４　課題と今後の方向性

○評価、健康・医療情報の分析結果に基づき、健康課題を明確にし、今後の方向性を定める。

項目	主な課題	今後の方向性
統計分析	・がん検診受診率が低い ・がん死亡率が他要因に比べて高い	・がん検診受診率向上対策及び精密検査受診率向上対策の推進
医療費分析	・入院は脳梗塞、大腸がん、外来は糖尿病、慢性腎臓病が上位である ・入院と外来の計では人工透析、糖尿病が高い	・がん検診受診率向上対策及び精密検査受診率向上対策の推進 ・糖尿病予防対策の推進
特定健診	・受診率が目標値に達していない ・重症化予防対象者（血圧）の割合が男女とも県平均より高い	・未受診者への受診勧奨の実施 ・若年層への受診勧奨の実施 ・高血圧症予防対策の推進
特定保健指導	・実施率は目標値に達している	・個別に対応した指導内容の検討、運動を盛り込んだ特定保健指導の実施

５　目標

項目	第２期計画目標値（平成 30 年度）	現状値（令和４年度）	第３期計画目標値（令和 11 年度）
がん検診受診率	胃　50％ 大腸　50％ 肺　65％ 子宮　50％ 乳　50％ ※新健康さかた 21 計画による	胃　24.5％ 大腸　47.9％ 肺　57.1％ 子宮　56.2％ 乳　43.9％	胃　70％ 大腸　70％ 肺　70％ 子宮　70％ 乳　70％ ※さかた健康づくりビジョン【健康さかた 21（第４期）】による
特定健診受診率	60％ ※特定健診等実施計画（第３期）による	51.6％	60％ ※特定健診等実施計画（第４期）による
特定保健指導実施率 積極的支援 動機付け支援	60％ 60％ 60％ ※特定健診等実施計画（第３期）による	69.3％ 62.2％ 71.7％	75％ 75％ 75％ ※特定健診等実施計画（第４期）による
人工透析新規患者発生数	19.6 人／年以下 （平成 24～28 年度平均	13 人／年	12.0 人／年以下 （平成30～令和4年度平均）
一人当たり医療費の対前年増加率※	－	＋2.7％以下 （平成 24～28 年度平均）	＋2.1％以下 （平成30～令和4年度平均） ※令和２年度は除外

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の受診控えの影響があったことから平均から除外した。

６　保健事業の内容

○評価、課題と今後の方向性を踏まえ、第２期計画で健康教育を拡充させた現在の保健事業を継続していく。

（１）特定健診受診率向上対策事業

①特定健診未受診者対策事業【継続】･･･経年未受診者への受診勧奨、40 歳に特化した受診勧奨

②早期介入保健指導事業【継続】･･･35～39 歳の方への受診勧奨及び健診料金の助成

（２）特定健診受診者フォローアップ事業【継続】･･･血糖要受診者等への個別の結果説明、受診勧奨、受診確認

（３）健康教育【継続】

①糖尿病・高血圧症予防の健康教室【継続】　②運動教室【継続】　③健康教室【継続】

※がん検診受診率向上対策及び精密検査受診率向上対策の推進（健康課）

・「がん検診のお知らせ」の全戸配布・広報さかたによる周知・早朝がん検診の実施

・精密検査未受診者への文書勧奨・勧奨後未受診者への個別訪問

特定健診等実施計画（第４期）（案）について

1　特定健診等実施計画（第４期）について

○内容：「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導の実施計画を定め、実施することで、健康増進や生活の質の向上と中長期的な医療費の適正化を図るもの。

○対象：４０歳から７４歳の被保険者

○計画期間：令和６年度から令和１１年度まで（６年間）

2　主要疾病の状況

○糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎不全などのメタボリックシンドロームに関わる疾病の受診件数の割合は、令和４年５月時点で全体の約３０．６％を占めている。

○医療費割合では、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎不全の生活習慣病（がんを除く）にかかるものは、令和４年５月の全体医療費の２７．２％を占めている。

→生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防に努めることが、医療費の増加に歯止めをかけるためには、重要な対策と考えられる。

3　メタボリックシンドロームの状況

◆メタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が急速に進み、循環器病（心臓病・脳卒中）や糖尿病の合併症等の発病につながる。

○メタボリックシンドローム該当者及び予備群者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①メタボリックシンドローム該当者	871 人	958 人	1,083 人	1,199 人	1,264 人
②メタボシンドローム予備群	474 人	471 人	594 人	638 人	637 人
① + ②(メタボ+予備群)	1,345 人	1,429 人	1,677 人	1,837 人	1,901 人

○メタボリックシンドローム・予備群の割合

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
メタボ ＋ 予備群の割合	22.6%	27.3%	25.4%	23.8%	24.7%
メタボ ＋ 予備群の減少率	19.5%	20.0%	12.5%	12.5%	16.8%

・メタボリックシンドローム該当者・予備群の人数は増加しているが、割合は令和元年度が最も高い。
・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（平成 20 年度比）は、平成 28 年度は 25.8%で、国の基本指針の 25%以上を達成したが、直近５か年においては達成できていない。

※メタボリックシンドローム該当者：内臓脂肪の蓄積に加え、脂質、血圧、血糖の基準のうち 2 つ以上に該当する者。
※メタボリックシンドローム予備群：内臓脂肪の蓄積に加え、脂質、血圧、血糖の基準の 1 つに該当する者。

4　特定健診・特定保健指導の実施率及び目標

【特定健診】

○実施率

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
目標値	５０％	５２％	５４％	５６％	５８％
実績値(法定報告値)	４９．７％	５０．８％	４９．５％	５１．２％	５１.６％
目標値との比較	△０．３％	△１．２％	△４．５％	△４．８％	△６．４％

・年々向上しており、全年度で県平均よりは上回っているものの、目標値には達していない。

○目標

６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
５２％	５３％	５４％	５６％	５８％	６０％

・令和４年度の実施率を基準にして、健康さかた２１の最終年度（令和１５年度）の目標実施率７０％を考慮しつつ、令和１１年度の目標実施率を国で提示している市町村国保目標値の６０％とする。

○受診率向上対策
・検診未申込者へのはがきによる受診勧奨
・４０歳到達者への健診料金無料クーポンの送付

【特定保健指導】

○実施率

	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
目標値	４６．０％	４９．０％	５２．０％	５５．０％	５８．０％
実績値(法定報告値)	６０．６％	５９．９％	６６．２％	６６．５％	６９．３％
目標値との比較	１４．６％	１０．９％	１４．２％	１１．５％	１１．３％

・全年度で目標値を達成した。

○目標

６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
７０％	７１％	７２％	７３％	７４％	７５％

・令和４年度の実施率を基準にして、最終年度（令和１１年度）の目標実施率を７５％とする。

【資料（２）－１】

令和５年度３月補正予算（案）の概要について

国民健康保険特別会計

（歳　入）

（１）国民健康保険税　５１，５００千円

収納見込みによる増額

（２）国庫支出金　７８千円

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金交付決定による増額

（３）県支出金　△４９，２６２千円

高額療養費等の減少に伴う普通交付金の減額

（４）財産収入　２９１千円

基金運用利子の増による増額

（５）繰入金　△９，３８８千円

決算見込による一般会計繰入金の増額及び基金繰入金の減額

（６）諸収入　１０，２００千円

決算見込みによる増額

（歳　出）

（１）総務費　△１５，２８２千円

決算見込みによる人件費及び委託料の減額

（２）保険給付費　△５５，７００千円

高額療養費等の実績及び決算見込みによる減額

（３）保健事業費　△３，０２８千円

決算見込による委託料等の減額

（４）基金積立金　２９１千円

基金利子積立てによる増額

（５）諸支出金　７７，１３８千円

令和４年度保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴う償還金の増等

【資料（２）－２】

令和５年度　国保特別会計３月補正予算（案）

【歳　入】（単位：千円）

科　　目		当初	９月補正	１２月補正	３月補正	計
国民健康保険税		1,373,503			51,500	1,425,003
使用料及び手数料		751				751
国庫支出金		36	180		78	294
	（国庫補助金）災害臨時特例補助金	36				36
	（国庫補助金）健康保険組合等出産一時金臨時補助金		180			180
	（国庫補助金）社会保障・税番号制度システム整備費等補助金				78	78
県支出金		7,700,611		5,000	△ 49,262	7,656,349
	（県補助金）保険給付費等交付金（普通交付金）	7,528,297		5,000	△ 51,000	7,482,297
	（県補助金）保険給付費等交付金（特別交付金）	172,314			1,738	174,052
財産収入		249			291	540
	国保財政調整基金利子収入	249			291	540
繰入金		1,202,635	△ 180	0	△ 9,388	1,193,067
	（一般会計繰入金）一般会計繰入金	281,685			21,009	302,694
	（一般会計繰入金）保険基盤安定制度繰入金	447,082			△ 2,244	444,838
	（一般会計繰入金）未就学児均等割保険税繰入金	2,553			△ 310	2,243
	（一般会計繰入金）産前産後保険税繰入金			353		353
	（基金繰入金）国保財政調整基金繰入金	471,315	△ 180	△ 353	△ 27,843	442,939
繰越金		2	10,420			10,422
	療養給付費交付金繰越金	1	10,420			10,421
	その他繰越金	1				1
諸収入		34,462			10,200	44,662
	（雑入）延滞金及び過料	23,101				23,101
	（雑入）滞納処分費	1				1
	（雑入）第三者納付金	7,500			10,700	18,200
	（雑入）返納金	2,001				2,001
	（雑入）償還金	1,858			△ 500	1,358
	（雑入）雑入	1				1
計		10,312,249	10,420	5,000	3,419	10,331,088

補正後基金残高	1,653,437	1,663,855	1,664,388	1,692,522

【歳　出】　　（単位：千円）

科　　目		当初	９月補正	１２月補正	３月補正	計
総務費		214,254			△ 15,282	198,972
保険給付費		7,558,905		5,000	△ 55,700	7,508,205
	一般被保険者療養給付費	6,400,000				6,400,000
	退職被保険者等療養給付費	100				100
	一般被保険者療養費	43,920		5,000		48,920
	退職被保険者等療養費	52				52
	一般被保険者高額療養費	1,060,991			△ 50,000	1,010,991
	退職被保険者等高額療養費	90				90
	一般被保険者高額介護合算療養費	1,350				1,350
	退職被保険者等高額介護合算療養費	45				45
	移送費	101				101
	出産育児一時金	18,008			△ 2,400	15,608
	葬祭費	10,200				10,200
	傷病手当金	2,400			△ 2,300	100
	審査支払手数料	21,648			△ 1,000	20,648
国民健康保険事業費納付金		2,407,461				2,407,461
	医療給付費分	1,582,898				1,582,898
	後期高齢者支援金等分	631,786				631,786
	介護納付金分	192,777				192,777
共同事業拠出金		1				1
保健事業費		113,394			△ 3,028	110,366
基金積立金		249	10,420		291	10,960
	国保財政調整基金積立金	249	10,420		291	10,960
諸支出金		16,985			77,138	94,123
	償還金	15,127			77,638	92,765
	高額療養費貸付金	1,408			△ 500	908
	出産育児一時金貸付金	450				450
予備費		1,000				1,000
計		10,312,249	10,420	5,000	3,419	10,331,088

【資料（3）】

令和６年２月１９日
総務部納税課作成

令和５年度　酒田市国民健康保険税収納状況について（12月末現在）

１　12月末現在の収納状況

○ 現年課税分の調定額は14億5,815万9千円、前年同期比では昨年と同様に6,078万9千円の減少となっています。

これは、被保険者が減少していることに加え、税率を全加入者平均で2.74％引き下げたことによるものです。税率の引き下げは、今年度で４年連続となります。

○ 収納率については、前年同期比で現年課税分0.45ポイント減少、滞納繰越分2.19ポイント減少、全体では0.08ポイント上昇しています。

○ まだ年度途中であるため、納期限が来ていない１月・２月分があります。
最終的な決算ベースでは、例年並みの収納率になると見込んでいます。

○ 引き続き、加入者の状況に応じた納付相談や適正な滞納処分などを行い、国保財政の安定化と負担の公平性の維持に努めます。

２　収納状況表

（単位：千円、端数四捨五入）

		予算現額	調定額(a)	前年同期比 増　減	収入済額(b)	前年同期比 増　減	収納率 (b/a)％	前年同期比 増減ポイント
現年課税分	５年度	1,308,503	1,458,159	△ 60,789	939,129	△ 45,992	64.41%	△ 0.45
	４年度	1,480,203	1,518,948	△ 187,299	985,121	△ 110,194	64.86%	0.67
	３年度	1,543,303	1,706,247	△ 182,070	1,095,315	△ 118,607	64.19%	△ 0.10
滞納繰越分	５年度	65,000	251,903	△ 50,124	51,139	△ 16,793	20.30%	△ 2.19
	４年度	74,500	302,027	△ 52,906	67,932	△ 2,337	22.49%	2.69
	３年度	90,800	354,933	△ 59,239	70,269	△ 19,290	19.80%	△ 1.82
合計	５年度	1,373,503	1,710,062	△ 110,913	990,268	△ 62,785	57.91%	0.08
	４年度	1,554,703	1,820,975	△ 240,205	1,053,053	△ 112,531	57.83%	1.28
	３年度	1,634,103	2,061,180	△ 241,309	1,165,584	△ 137,897	56.55%	△ 0.06

３　出納閉鎖期に向けた取り組み

（１）滞納者への文書及び電話による催告の実施
（２）世帯状況に応じた納付相談の実施
（３）預金等照会システムによる財産の早期発見、差押えの実施

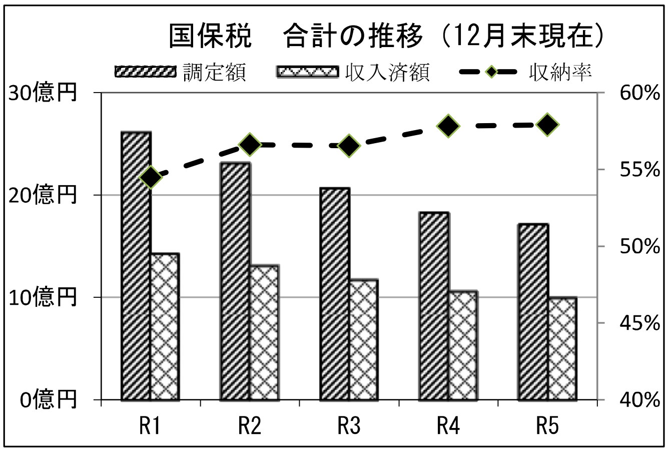

４　納付方法が多様に

令和５年度から、納付書に地方税統一ＱＲコードを印刷しています。

このＱＲコードの活用により、クレジットカード払いやほぼ全国の金融機関からの納付が可能になるなど納付方法が多様化され、納税者の利便性が向上しました。

なお、クレジット払いの利用は、令和5年12月末現在で120件ありました。

【資料（４）－１】

令和６年度酒田市国民健康保険事業計画（案）の概要

概　要

平成 30 年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。県単位化後の国保は、「山形県国民健康運営方針」の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られており、これまで保険税水準の統一や、事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第２期山形県国民健康保険運営方針（令和６年度～11 年度）の対象期間である、令和７年度から令和 11 年度にかけて納付金ベースの統一を図っていくこととなり、段階的に医療費指数反映係数（α）を０に近づけていくこととなった。

令和６年度の酒田市国保の運営においては、国保税率は令和５年度の税率を据え置くこととし、国保財政調整基金残高の推移、令和７年度から始まる保険税水準の統一の影響等を注視しながら、健全な運営を図っていくこととし、以下の事業に重点的に取り組んでいくこととする。

重点事業

【マイナ保険証への移行に係る取組】

保険証が令和６年 12 月２日に廃止されることに伴う「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「加入者情報の通知」等の発行にあたり、円滑に業務を推進する。

また、引き続きマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムへの連携を図っていく。

【市町村事務処理標準システムの稼働】

令和５年２月に導入・稼働した「市町村事務処理標準システム」による事務の効率化等を図る。

【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第３期計画（令和 11 年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

【特定健診・特定保健指導】

第４期計画（令和 11 年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、引き続き健康課、関係機関等と連携を図り、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】

令和４年度より 75 歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を健康課を中心に取組んでいる。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの担当各課と相互に連携し実施する。

【資料（４）－２】

令和６年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）

Ⅰ　概　要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成３０年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、「山形県国民健康保険運営方針（平成３０年度～令和５年度）」対象期間中に、保険税水準の統一や事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第２期山形県国民健康保険運営方針（令和６年度～１１年度）の対象期間である、令和７年度から令和１１年度にかけて段階的に医療費指数反映係数（α）を０に近づけていくこととなった。

令和６年度の酒田市国保の運営においては、国保税率は令和５年度の税率を据え置くこととし、国保財政調整基金の残高の推移、令和７年度から始まる保険税水準の統一の影響等を注視しながら、健全な運営を図っていくこととし、以下の事業に重点的に取り組んでいくこととする。

１　国保財政健全化対策

(1)　国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2)　国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）９６．２６％を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかた等を通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）第２期山形県国民健康保険運営方針における令和６年度目標収納率

２　収納率向上への対策

(1)　市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を図る。

①「滞納を繰り越さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。

②財産調査や差押え、インターネット公売など適切な滞納整理の実施

③地方税共通納税システム（eLTAX）などによるキャッシュレス決済、コンビニエンスストア収納や口座振替など多様な納付環境の整備
④関係機関と連携した連携した租税教育及び普及啓発の実施
⑤適切・効果的な債権回収を図るための研修・人材育成

３　医療費適正化への対策

(1)　レセプト点検の充実

①　レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。（内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。）

②　第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。（新聞等の情報活用）

③　レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複・多剤服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。

④　介護保険との給付調整の適正化に努める。

⑤　柔道整復施術療養費については、令和４年度より県の柔道整復施術療養費適正化事業の開始に移行し、患者調査の実施や、コールセンターにおいて照会対象者からの問合せ対応を行う。

(2)　医療費通知の実施

被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、受診内容の確認のため、医療費通知を年６回・通算して１年分の発行を行う。

(3)　ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額に一定額の差額を生じる方に対して年３回通知し、数量ベースでの使用率 86.5%を目標とするとともに、県連合会設置のコールセンターにおいて被保険者からの問合せ対応を行う。

(4)　医療費動向の分析

①　国保データベース（ＫＤＢ）システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。

②　医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。

③　特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。

(5)　医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）を通じた健康診断等情報の提供

同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちょうかいネットを通じて参加医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。

(6)　健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携

市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の一層の健康的な生活の実現を図るために、平成２８年度に締結した包括的事業連携協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。

(7) 花王健康保険組合との連携

花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらうため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

４　適用適正化への対策

(1)　国民年金の加入者、喪失者、及びオンライン資格システム上の資格重複者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。

(2)　年金情報及びオンライン資格確認による資格重複情報を活用した職権での資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。

(3)　１月～２月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。

(4)　新規適用者の遡及確認を徹底する。

(5)　被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導)。

(6)　遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう商工会議所・商工会を通じ事業主への協力を依頼する。

(7)　居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。

(8)　マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携のうえ確実かつ効率的に実施する。

５　保健事業の充実

(1)　健康づくり事業の推進

①　特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。

②　特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。

③　食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。

④　広報誌等により健康教育を推進する。

⑤　健康課、医師会、庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。

(2)　在宅看護師による保健指導

人間ドック要精検者等に対し、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心とした保健指導を実施する。

(3)　データヘルス計画（第３期）に基づく保健事業の推進

①　特定健診未受診者対策

経年未受診者への受診勧奨の強化、４０歳到達者への無料クーポン券送付による

受診勧奨

② 早期介入保健指導

３５歳から３９歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成

③ 特定健診受診者へのフォローアップ

特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨

④ 健康教育

糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室の実施

６ 広報及び職員の研修体制

(1) 広報事業の充実

① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのＰＲ、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。

② 「国保さかた」の年４回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。

③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。

④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

(2) 職員の研修体制の充実

① 国、県、国保連合会、国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。

② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。

③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。

④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

７ 重点事業

(1) 国民健康保険財政の健全な運営

今後も、高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

(2) 市町村事務処理標準システムの稼働

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、令和５年２月から稼働している。市町村事務処理標準システムの導入により、事務の効率化等を図る。

(4)　特定健診・特定保健指導の推進

令和６年度から令和１１年度までの６か年を期間とする第４期計画に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診実施率の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

(5)　データヘルス計画に基づく保健事業の推進

令和６年度から令和１１年度までの６か年を期間とする第３期計画に基づき、特定健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(6)　マイナ保険証への移行に係る取組み

保険証が令和６年１２月２日に廃止されることに伴う「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「加入者情報の通知」等の発行にあたり、円滑な事務を図る。

また、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムへの連携を引き続き図っていく。

(7)　各種申請手続きの簡素化・効率化

高額療養費の支給申請手続の簡素化や、基準収入額適用について対象者からの申請を不要にするなどに取り組んできたが、今後も被保険者の利便性を考慮した簡素化・効率化を進める。

(8)　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和４年度より７５歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を関係課とともに実施している。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの担当各課と相互に連携し取り組む。

【資料（５）－１】

令和６年度予算（案）の概要について

＜令和６年度予算の方針＞

１　健全な国保運営

・収支及び国保財政調整基金残高の見込みに基づく、国保税率の据置き。

２　収納率向上対策

・eLTAX を活用したキャッシュレス決済、コンビニエンス収納や口座振替等の多様な納付環境を提供するとともに、滞納者に対する納付相談や適正な滞納処分を進め、税収の確保に努める。

３　保健事業等の充実

・各種保健事業（特定健診・特定保健指導の実施、人間ドック助成事業等）等の促進により、加入者の健康増進と健康寿命の延伸につなげ、医療費の適正化を図る。

国民健康保険特別会計　　　１０，１２３，２４０千円

（歳　入）

＜主な歳入の増減＞

・国民健康保険税（対前年度比：△３６，７００千円）

課税所得の減と被保険者数の減少（年間平均：19,946 人 → 18,570 人）

・県支出金（対前年度比：△１３１，０２６千円）

医療費の減見込みによる保険給付費等交付金（普通交付金）の減

・繰入金（対前年度比：△２４．６９９千円）

国保税収の減に伴う保険基盤安定繰入金の減

◆主な歳入

（１）国民健康保険税　　　１，３３６，８０３千円

（２）県支出金　　　７，５６９，５８５千円

保険給付費等交付金（普通交付金）

市町村が支払う保険給付費に要する費用

保険給付費等交付金（特別交付金）

保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金

（３）繰入金　　　１，１７７，９３６千円

一般会計繰入金（保険基盤安定制度、事務費、財政安定化支援、出産育児一時金の 2/3 など）、国保財政調整基金繰入金

（４）諸収入 **３８，０５４千円**

延滞金、第三者納付金、返納金及び償還金など

（歳　出）

＜主な歳出の増減＞

・保険給付費（対前年度比：△１２３，５３３千円）

被保険者数の減少のため。ただし一人当り医療費は増加傾向。

・国民健康保険事業費納付金（対前年度比：△５６，８７２千円）

県全体の被保険者数の減少に加え、一人当り納付金の伸びを抑えるため、県の財政安定化基金による決算剰余金を活用し、納付金減算を行ったため。

◆主な歳出

（１）総務費 **２１２，４２６千円**

国保事業を運営するための一般事務費

（２）保険給付費 **７，４３５，３７２千円**

療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等に係る経費

（３）国民健康保険事業費納付金 **２，３５０，５８９千円**

市町村の医療費水準や所得水準に応じて県が算定する納付金

（４）保健事業費（※別紙資料参照） **１０７，１７３千円**

（５）諸支出金 **１６，５００千円**

国保税の還付等に係る償還金、高額療養費貸付金など

（６）予備費 **１，０００千円**

不測の事態に備えるための経費

【資料(5)－2】

令和６年度　国保特別会計　当初予算（案）

【歳　入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

科　目		予算額			伸　率 (C/A)
		令和５年度(A)	令和６年度(B)	増減(C)	
国民健康保険税		1,373,503	1,336,803	△ 36,700	△ 2.7%
	医療分	886,301	857,301	△ 29,000	△ 3.3%
	後期高齢者支援金等分	356,451	346,451	△ 10,000	△ 2.8%
	介護分	130,751	133,051	2,300	1.8%
使用料及び手数料		751	671	△ 80	△ 10.7%
国庫支出金		36	10	△ 26	△ 72.2%
	災害臨時特例補助金	36	10	△ 26	△ 72.2%
県支出金		7,700,611	7,569,585	△ 131,026	△ 1.7%
	保険給付費等交付金（普通交付金）	7,528,297	7,414,276	△ 114,021	△ 1.5%
	保険給付費等交付金（特別交付金）	172,314	155,309	△ 17,005	△ 9.9%
財産収入		249	180	△ 69	△ 27.7%
繰入金		1,202,635	1,177,936	△ 24,699	△ 2.1%
	保険基盤安定繰入金	447,082	407,765	△ 39,317	△ 8.8%
	未就学児均等割保険税繰入金	2,553	2,148	△ 405	△ 15.9%
	事務費等繰入金	184,661	210,525	25,864	14.0%
	産前産後保険税繰入金		590	590	100.0%
	出産育児一時金等繰入金	12,000	8,000	△ 4,000	△ 33.3%
	財政安定化事業繰入金	50,000	50,000	0	0.0%
	国庫負担金減額分繰入金	35,024	26,466	△ 8,558	△ 24.4%
	国保財政調整基金繰入金	471,315	472,442	1,127	0.2%
繰越金		2	1	△ 1	△ 50.0%
諸収入		34,462	38,054	3,592	10.4%
歳入合計		10,312,249	10,123,240	△ 189,009	△ 1.8%

国保財政調整基金残高見込み	1,653,437	1,220,261	△ 433,176	△ 26.2%

【歳　出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

科　　目		予算額			伸　率 (C/A)
		令和５年度(A)	令和６年度(B)	増減(C)	
総務費		214,254	212,426	△ 1,828	△ 0.9%
	総務管理費	193,631	189,335	△ 4,296	△ 2.2%
	徴税費	18,464	21,592	3,128	16.9%
	運営協議会費	419	419	0	0.0%
	趣旨普及費	1,740	1,080	△ 660	△ 37.9%
保険給付費		7,558,905	7,435,372	△ 123,533	△ 1.6%
	療養給付費	6,400,100	6,300,100	△ 100,000	△ 1.6%
	療養費	43,972	43,921	△ 51	△ 0.1%
	高額療養費	1,061,081	1,041,068	△ 20,013	△ 1.9%
	高額介護合算療養費	1,395	1,351	△ 44	△ 3.2%
	移送費	101	100	△ 1	△ 1.0%
	審査支払手数料	21,656	27,742	6,086	28.1%
	出産育児一時金	18,000	12,000	△ 6,000	△ 33.3%
	葬祭費	10,200	9,000	△ 1,200	△ 11.8%
	傷病手当金	2,400	90	△ 2,310	△ 96.3%
国民健康保険事業費納付金		2,407,461	2,350,589	△ 56,872	△ 2.4%
	医療給付費分	1,582,898	1,535,160	△ 47,738	△ 3.0%
	後期高齢者支援金等分	631,786	627,017	△ 4,769	△ 0.8%
	介護納付金分	192,777	188,412	△ 4,365	△ 2.3%
共同事業拠出金		1	0	△ 1	△ 100.0%
	共同事業拠出金	1	0	△ 1	△ 100.0%
保健事業費		113,394	107,173	△ 6,221	△ 5.5%
	特定健康診査等事業費	81,509	79,012	△ 2,497	△ 3.1%
	保健事業費	31,885	28,161	△ 3,724	△ 11.7%
基金積立金		249	180	△ 69	△ 27.7%
諸支出金		16,985	16,500	△ 485	△ 2.9%
	償還金及び還付加算金	16,985	16,500	△ 485	△ 2.9%
予備費		1,000	1,000	0	0.0%
歳出合計		10,312,249	10,123,240	△ 189,009	△ 1.8%

【参　考】

区　　分	令和５年度(A)	令和６年度(B)	増減(C)	伸率(C/A)
療養諸費費用額	8,677,817千円	8,522,428千円	△ 155,389千円	△ 1.8%
年間平均被保険者数	19,846人	18,570人	△ 1,276人	△ 6.4%
一人当たり医療費	437,258円	458,935円	21,677円	5.0%

【資料(5)－3】

令和６年度　保健事業の概要

＜取組方針＞
　令和５年３月に策定する「酒田市国民健康保険データヘルス計画〔第３期〕・特定健診等実施計画（第４期）」に基づき、被保険者の健康保持や医療費適正化に向けた事業に積極的に取り組む。
　また、特定保健指導実施率は前期計画で目標値を達成したことから、今期では個別に対応した指導内容を検討し、より効果的な保健事業を推進する。

○特定健康診査等事業費　（予算額　79,012,000円）

　高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導を行う。

（１）特定健診（目標受診率：52％）
　対象者・・・40歳～74歳の国民健康保険被保険者

（２）特定保健指導（目標実施率：70％）
　対象者・・・健診の結果により「積極的支援」及び「動機付け支援」に区分された方
　内　容・・・生活習慣病予防に向けた保健師・管理栄養士等による計画的指導

（３）特定健診未受診者対策事業
・経年未受診者への受診勧奨、40歳の国保加入者に特化した受診勧奨

	目標値
勧奨者（経年未受診者）の受診割合	6%
勧奨者（40歳到達者）の受診割合	20%

（４）特定健診受診者フォローアップ事業
・血糖要受診者、血圧要受診かつ血糖要指導者に対する個別結果説明と受診勧奨等

	目標値
受診勧奨判定値を超えている者の医療機関受診率	56%

○保健事業費　（予算額　28,161,000円）

　健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために次のような事業を行う。

（１）人間ドック助成事業
・本市で行う人間ドックを受診する40歳以上の国保被保険者に対し費用の一部を助成

（２）地域保健サービス事業
・在宅看護師等の電話指導により健康づくり指導や適正受診を図る

（３）生活習慣改善事業
・食生活改善や適度な運動による健康づくりを推進するため各種教室を開催

（４）広報活動事業
・「国保さかた」の発行（年４回）

（５）医療費適正化事業
・医療費通知の発行（年６回）、ジェネリック医薬品差額通知（年３回）の発行、コールセンターの活用（国保連合会共同処理）

（６）早期介入保健指導事業
・若年者（35～39歳の国保被保険者）健診の受診勧奨及び健診料金への助成

（７）健康教育
・糖尿病・高血圧予防教室、運動教室の開催

【資料（報告)】

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

1　改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、減額措置の規定の創設など所要の改正を行うものです。

2　改正の内容

健康保険法等の一部改正に伴う、こども・子育て支援の一つとして、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を免除するものです。

・対 象 者　　令和５年１１月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者
※妊娠８５日（４か月）以上の出産が対象
・免除期間　　産前産後期間相当分（４か月間、多胎妊娠の場合は６か月間）

3　施行期日

令和６年１月１日

4　申請件数

１０件　（うち多胎妊娠１件）

※ 令和５年１１月１日から令和６年２月２日申請分

酒田市国民健康保険税条例新旧対照表

新	旧
本則 （国民健康保険税の減額） 第11条　（略） 2　（略） 3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	本則 （国民健康保険税の減額） 第11条　（略） 2　（略） （新設）

(2)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、	

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
（特別徴収） 第16条　当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令　　　　　　　　　　第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。 2　（略）	（特別徴収） 第16条　当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。 2　（略）
（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第20条　当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則　　　　　　　　　　第24条の36に規定する額を特別徴収の方法によって徴収する。 2　（略）	（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第20条　当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を特別徴収の方法によって徴収する。 2　（略）

（出産被保険者に係る届出） 第25条の3　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) (2)　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3)　出産の予定日 (4)　単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2)　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3)　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 3　第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。 4　第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき	（新設）

事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。	
（減免）	（減免）
第27条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除する。	第27条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者に対しては、国民健康保険税を減額し、又は免除する。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　前各号に掲げるもののほか、特別の理由があるもの	(5)　前４号に掲げるもののほか、特別の理由があるもの
２・３　（略）	２・３　（略）

酒田市国民健康保険に加入している令和5年11月以降出産予定の方へ

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- **令和５年11月１日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。**
  妊娠85日（４ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- **出産予定日の６ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。**

国民健康保険税の免除期間

- **その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除されます 。**

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から免除されます。
※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の３ヶ月前から６ヶ月相当分が免除されます。

- **令和５年度においては、産前産後期間のうち令和６年１月以降の期間の分だけ、保険税が免除されます。**

令和５年８月	９月	10月	11月	12月	令和６年１月	２月
			出産予定月			

※産前産後の国民健康保険税免除措置は、令和６年１月から施行となるため同月以降から免除対象月がある場合に免除の対象となります。

・・・対象期間

- **保険税が減額された場合、 払いすぎになった保険税は還付されます。**

届出に必要な書類

対象者の母子健康手帳、国民健康保険被保険者証とマイナンバー（個人番号）カード
世帯主のマイナンバー（個人番号）カード、届け出者の本人確認（運転免許証など）

届出先

税務課税制係、国保年金課国保係、各総合支所市民係

お問い合わせ

税務課税制係　TEL26-5711　　　国保年金課国保係　TEL26-5727